

## 海外出張報告書

出張目的： IASB 会議（2016年9月）傍聴

日 時： 2016年9月20日（火）、9月22日（木）

場 所： ロンドン IASB 本部

出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 山根 雄一

## IASB 会議（2016年9月）傍聴報告

日時：2016年9月20日（火）、9月22日（木）

スケジュール： 付録1を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASBは、2016年9月20日と22日に英国ロンドンのIFRS財団の事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- 会計方針の変更と会計上の見積りの変更
- IFRIC アップデート — IFRS 第9号「金融商品」とIAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の関連会社又は共同支配企業に対する長期持分への適用に関する解釈の草案
- 「2015年アジェンダ協議」
- 「概念フレームワーク」 — 測定
- 資本の特徴を有する金融商品
- 「概念フレームワーク」 — 報告企業、持分の定義とそれを補強する議論、表示及び開示、利得及び損失の取扱いの非対称性

### 【9月20日（火）】

#### 会計方針の変更と会計上の見積りの変更（アジェンダ・ペーパー26）

2016年4月に、当審議会は、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」（特に、「会計方針」及び「会計上の見積り」の定義）の考え得る修正を議論した（アジェンダ・ペーパー25A）。

2016年9月の会議で、当審議会は、次のことについて議論した。

- a. 修正における文言の変更（アジェンダ・ペーパー26A）
- b. 経過措置（アジェンダ・ペーパー26B）
- c. 修正について行ったデュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー26C）

**アジェンダ・ペーパー26A — 文言の変更**

当審議会は、2016年4月に議論した修正文案を次のように変更することを暫定的に決定した。

- a. 見積技法の変更と評価技法の変更についての敷居を削除する。2016年4月の修正文案に挿入されていた当該敷居は、こうした変更を認めるのは、その結果生じる測定が見積ろうとしている金額を表現する度合いが同等又はそれ以上となる場合のみであるとしていた。
- b. 修正後の会計方針の定義に「実務」を追加する。
- c. IAS第2号「棚卸資産」の第25項から第27項で企業が代替性のある棚卸資産の原価を算定する際に使用すべきであると定めている原価算定方式の変更に関するガイダンスを追加する。

12名のIASB審議会メンバーのうち11名がこれらの各決定に賛成した。

#### **アジェンダ・ペーパー26B — 経過措置**

当審議会は、修正案を将来に向かって適用することを要求することを暫定的に決定した。したがって、修正案が適用されるのは、修正が発効する最初の事業年度の期首以後に発生する会計方針の変更と会計上の見積りの変更のすべてであり、かつ、それらのみとなる。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **アジェンダ・ペーパー26C — デュー・プロセス**

12名の審議会メンバー全員が、当審議会が本プロジェクトについて必要なデュー・プロセスを完了したと納得している旨を確認した。したがって、当審議会は、IAS第8号の修正の公開草案を公表するための書面投票手続を開始するようスタッフに指示した。公開草案を公表するという決定に反対する考えを示した審議会メンバーはいなかった。

12名の審議会メンバー全員が、公開草案のコメント期間は120日より短くすべきではないとも決定した。

#### **今後のステップ**

当審議会は、公開草案を2017年の第1四半期に公表する予定である。

### **IFRS 基準の適用（アジェンダ・ペーパー12）**

当審議会は、2016年7月のIFRS解釈指針委員会（解釈指針委員会）の会議からのアップデートを受け取った。この会議の詳細はIFRIC Updateで公表されている。

#### **関連会社又は共同支配企業に対する長期持分 — デュー・プロセス文書（アジェンダ・ペーパー12A）**

当審議会は、解釈指針委員会が開発したIFRIC解釈指針案（解釈指針案）についての提案を検討した。これは、関連会社又は共同支配企業に対する長期持分（長期持分とは、関連会社又は共同支配企業に対する純投資の一部を実質的に構成するが持分法が適用されていない持分である）に、企業がIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に加えてIFRS第9号「金融商品」を適用するのかどうかに関する質問に対処するものである。

当該解釈指針案は、IFRS第9号の範囲を明確化し、IFRS第9号及びIAS第28号の要求事項を長期持分にどのように適用するのかを定めるものとなっていた。

当審議会は、解釈指針委員会の技術的な結論には同意したが、当該解釈指針案は、長期持分がIFRS第9号の範囲に含まれる旨を定めることに加えて、IAS第28号における持分法の適用に踏み込んでいるという懸念を示した。

このため、12名の審議会メンバーのうち10名が解釈指針案の公表に反対した。当審議会はスタッフに、長期持分にどの基準が適用されるのかを明確化する、より効果的な方法がないか検討するよう指示した。

#### 今後のステップ

当審議会は、長期持分について今後の会議で議論する。

### 「概念フレームワーク」（アジェンダ・ペーパー10）

#### アジェンダ・ペーパー10G、10H、10I — 測定

9月20日に当審議会は、測定基礎を選択する際に考慮すべき要因についてスタッフの改訂文案に記述している概念に関する教育セッションを開催した。何も暫定決定は行なわれなかった。

### 「2015年アジェンダ協議」（アジェンダ・ペーパー24）

#### フィードバック・ステートメントのトピック及び対応案（アジェンダ・ペーパー24）

当審議会は、「2015年アジェンダ協議」に関するフィードバック・ステートメントに記載するための内容案について議論した。

出席した12名の審議会メンバー全員が、暫定的に下記のように判断した。

- a. フィードバック・ステートメントに記載する主要なメッセージをスタッフが正確に識別している。
- b. フィードバック・ステートメントの構成案は適切である。

#### 今後のステップ

当審議会は、IFRS財団の評議員会による検討の後に2016年10月にフィードバック・ステートメントを承認する予定である。

### 資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

当審議会は2016年9月20日の会議で、資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。

当審議会は、負債に分類される「自己の資本」に係るデリバティブの表示、並びに金融負債と資本の開示について議論した。当審議会は、分類と表示に対するガンマ・アプローチの開発に焦点を置いた。

当審議会には、これまでの議論の要約も提供された（アジェンダ・ペーパー5Aは、情報提供目的のみで提示された）。

### **アジェンダ・ペーパー5B — 区分表示：負債に分類される「自己の資本」に係るデリバティブ**

当審議会は、「自己の資本」に係るデリバティブのうち、残余金額（例えば、企業の株価値の価値）に完全に独立でもなく、残余金額のみに依存するものでもないものに対する区分表示の要求事項の適用に対するアプローチを議論した。こうしたデリバティブは、ガンマ・アプローチでは負債に分類される。

当審議会は、ディスカッション・ペーパーでは、特定の要件を満たす場合には、企業は、こうしたデリバティブから生じる収益及び費用の全体に対して区分表示の要求事項を適用すべきであるという予備的見解を記載すべきであると暫定的に決定した。また、ディスカッション・ペーパーでは、収益及び費用のうち残余金額に応じて決まる部分にだけ区分表示の要求事項を適用するという代替的なアプローチも分析する。

12名の審議会メンバーのうち8名がこの決定に賛成した。

文案作成時に指摘があり得るが、当審議会は、区分表示の要求事項の適用は、外貨エクスポージャーのある特定の種類のデリバティブに限定し、特定の状況のみとすべきであると暫定的に決定した。

12名の審議会メンバーのうち9名がこの決定に賛成した。

当審議会は、「自己の資本」に係るデリバティブを含めて、区分表示の要求事項に該当する金融商品から生じる収益及び費用はその他の包括利益に表示すべきであると暫定的に決定した。

12名の審議会メンバーのうち9名がこの決定に賛成した。

当審議会は、ディスカッション・ペーパーには、ガンマ・アプローチにおける「自己の資本」に係るデリバティブの分類と表示に関するこれまでの決定を記載すべきであると暫定的に決定した。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

### **アジェンダ・ペーパー5C — 開示**

当審議会は、資本の特徴を有する金融商品に関する開示を財務諸表注記に含めることについて議論した。当審議会は、公表予定のディスカッション・ペーパーには、以下の潜在的な開示の議論を記載することを暫定的に決定した。

- a. 清算時の請求権の優先順位
- b. 普通株式の潜在的な希薄化
- c. ガンマ・アプローチの表示と分類の要求事項に関する追加的補足情報

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

### **今後のステップ**

今後の会議で、当審議会は、次の事項について議論する。

- a. 現行のプッタブル金融商品の例外に該当する金融商品の分類

- b. 条件付の代替的な決済結果の会計処理
- c. 資本性金融商品の認識、認識の中止及び分類変更

## 【9月22日（木）】

### 「概念フレームワーク」（アジェンダ・ペーパー10B～10E）

2016年9月22日に、当審議会は、「概念フレームワーク」プロジェクトについて議論した。特に、当審議会は、2015年5月の公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「公開草案」という。）から、報告企業、表示及び開示、利得及び損失の取扱いの非対称性、及び持分に関する概念について議論した。

#### アジェンダ・ペーパー10B ―― 報告企業

報告企業及びその境界に関する公開草案の記述に対して寄せられたコメントを踏まえて、当審議会は次のことを確認することを暫定的に決定した。

- a. 報告企業を、一般目的財務諸表の作成を選択する企業か又は要求されている企業として記述するという提案。12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 報告企業の境界について提案した概念。当審議会は、企業が法的企業でない状況において何が報告企業を構成する可能性があるのかに関して、提案した概念が適切な制限をどのように設けているのかを文案作成において明確化しようスタッフに指示した。10名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、2名の審議会メンバーが反対した。
- c. 「直接」及び「間接」の支配という考え方の基礎となる概念の提案（ただし、「概念フレームワーク」においてそれらの具体的な用語は使用しない）。12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. 連結財務諸表と非連結財務諸表で提供される情報の有用性に関する概念の提案（ただし、「概念フレームワーク」においてそれらの概念の記述を改善する）。11名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、1名の審議会メンバーが反対した。

当審議会は、「概念フレームワーク」には、非連結財務諸表を作成する企業は利用者がどのようにして連結財務諸表を入手できるのかを開示するという公開草案の3.25項の記載を含めないことも暫定的に決定した。10名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、2名の審議会メンバーが反対した。

さらに、当審議会は、公開草案と整合的に、次のことを確認することを暫定的に決定した。

- a. 継続企業の前提の提案
- b. 財務諸表は企業全体の視点から作成される旨の記載の提案

12名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### アジェンダ・ペーパー10E ―― 持分の定義とそれを補強する議論

持分の定義に対して寄せられたコメントを踏まえて、当審議会は公開草案の提案を次のように暫定的に確認した。

- a. 負債と持分の2区分を維持する。
- b. 持分を「企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分」として定義する。
- c. 当該定義を補強するため公開草案の4.44項から4.47項で提案していた議論を記載する。
- d. 持分の測定に関して公開草案の6.78項から6.80項で提案していた議論を記載する。

11名の審議会メンバーがこれらの決定に賛成し、1名の審議会メンバーが反対した。

#### **アジェンダ・ペーパー10C — 表示及び開示**

表示及び開示に関して提案した概念に対して寄せられたコメントを踏まえて、当審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 財務諸表の目的は、企業の資産、負債、持分、収益及び費用に関して、財務諸表利用者が企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価し、企業の資源についての経営者の受託責任を評価するのに有用な情報を提供することである旨を確認する。12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 財務諸表の各構成部分の目的を記述するのではなく、財務諸表全体の目的を記述する。12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 財務諸表の範囲をその目的を参照して記述する。12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. 「基本財務諸表」を識別せず、それらの計算書と「注記」との関係論を論じることとはしない。12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- e. 「概念フレームワーク」では財政状態計算書と財務業績計算書のみ言及し、キャッシュ・フロー計算書と持分変動計算書への明示的な言及はしない。7名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、5名の審議会メンバーが反対した。
- f. 「概念フレームワーク」では「表示」と「開示」という用語を区別しない。10名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、1名の審議会メンバーが反対した。1名の審議会メンバーは欠席した。

#### **アジェンダ・ペーパー10D — 利得及び損失の取扱いの非対称性**

当審議会は、改訂「概念フレームワーク」の本文において、収益を費用とは異なる方法で処理することや資産を負債とは異なる方法で処理することが必要となる場合がある旨を認めるべきであると暫定的に決定した。当審議会は、今後のボード会議で議論するため、こうした認識に関する文言を開発するようスタッフに指示した。7名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、5名の審議会メンバーが反対した。

#### **今後のステップ**

10月のボード会議で、当審議会は以下について議論する。

- a. 未履行契約
- b. 認識の中止
- c. 負債

- d. 利得と損失の取扱いの非対称性
- e. 会計単位
- f. 重要性

当審議会は、利得（又は資産）と損失（又は負債）の非対称な取扱いの認識について文案に対する指摘についても議論する。

さらに、当審議会は「概念フレームワークへの参照の更新」について議論する。

#### **作業計画——2016年9月23日現在のプロジェクト・ターゲット**

「2015年アジェンダ協議」において受け取ったメッセージに対するIASBの対応を反映するように作業計画が改訂された。「2015年アジェンダ協議」に関する報告書及びフィードバック・ステートメントについて、IASBは2016年10月のIFRS財団の評議員会による検討の後に承認する予定である。

今回の会議で行った決定を反映した作業計画が2016年9月23日にIASBのウェブサイトで更新された。

以 上

付録1 スケジュール

9月20日（火）

時間	アジェンダ項目
9:00-9:45	IAS8 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬の見直し（アジェンダ・ペーパー26）（予定 60 分→45 分）
9:45-10:25	IFRS 適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）（予定 45 分→40 分）
10:25-10:40	休憩 15 分
10:40-11:35	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）（90 分→55 分）
11:35-11:55	アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24）（予定 45 分→20 分）
11:55-13:15	休憩 80 分
13:15-15:25	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）（予定 120 分→130 分）

9月22日（木）

時間	アジェンダ項目
09:00-10:40	概念フレームワーク—報告企業（アジェンダペーパー10B）
10:40-11:00	概念フレームワーク—持分の定義とそれを補強する議論（アジェンダペーパー10E）（10B と 10E 合わせて予定 120 分→120 分）
11:00-13:30	休憩
13:30-14:08	概念フレームワーク—表示及び開示（アジェンダペーパー10C）
14:08-14:36	概念フレームワーク—利得及び損失の非対称性（アジェンダペーパー10D）（10C と 10D 合わせて予定 60 分→66 分）

以 上